

専用水道の手引き

令和 6 年度版

 石狩市水道部水道施設課

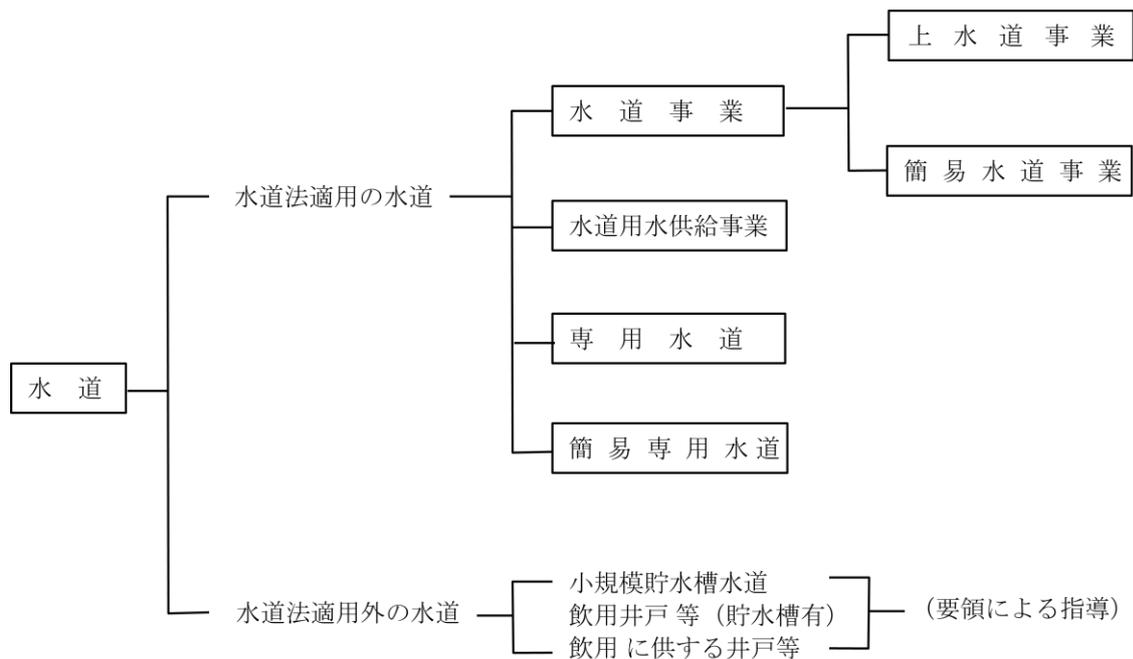
目 次

目 次	1
1 はじめに	2
2 専用水道とは	
(1)定義の解説	3
(2)専用水道の確認フロー	5
3 専用水道の設置	
(1)設置者の手続き	6
(2)確 認	7
(3)水道技術管理者	8
(4)給水開始前の届出及び検査	9
(5)専用水道施設等の変更の報告	10
4 専用水道の維持（衛生）管理	
(1)衛生上必要な措置	10
(2)水質検査	11
(3)健康診断	13
(4)汚染事故が発生した場合の措置	14
(5)業務委託	15
5 提出書類様式	
(1)専用水道の届出・報告様式	18
6 別紙1「水質異常時における給水停止・制限の取扱い」	31

1 はじめに

水道法第3条第1項において、「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、臨時に施設されたものを除くとされています。

石狩市の水道は、次のように分類することができます。



(※ 内は水道法で定義されている用語)

図 1 分類一覧

図1のように専用水道は、水道法の適用を受け、安全で衛生的な水の供給が定められています。専用水道を安全で衛生的に管理するためには、日ごろからさまざまな点に配慮しなければなりません。この「専用水道の手引き」は、水道法に基づく諸手続等を説明するとともに、衛生的な管理を行い汚染事故や感染症等の発生を防止するには、どのような点に注意したらよいかを取りまとめたものです。

専用水道の設置者及びこれから設置しようとする方は、この「専用水道の手引き」を参考とし、諸手続や維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

2 専用水道とは

～法第3条（用語の定義）～

「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設*のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- 一 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- 二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

—第6項—

*「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

—第8項—

～法施行令第1条（専用水道の基準）～

水道法第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

～法施行規則第1条（施行令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）～

水道法施行令第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

ア 自家用の水道とは

寄宿舍、社宅、療養所、学校、事務所、病院、レジャー施設等施設の管理者が、その施設に供給するために自ら施設する水道です。

イ 水道事業の用に供する水道以外の水道とは

一般の需要に応じて水を供給する水道事業にあてはまらない水道のすべてを包含するもので、例えば家主が借家人に給水する水道がこれに当たります。

ウ 100人を超える者とは

「100人を超える者」とは、専用水道の要件として、常時100人を超える居住者に給水が必要であるとの意味です。ここでいう居住者の人口は、実居住人口であり、計画給水人口ではありません。法第32条の確認を受けるときは、実際に居住を開始していませんが、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することになります。

エ 居住に必要な水とは

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、洗濯、その他継続的な日常生活を営むために必要な水です。

「居住」とは、継続的に滞在するものです。通常、療養所や下宿等は長期間の入所・宿泊を目的とするので、そこにおいて供給される水は「居住に必要な水」と見なされます。

オ 一日最大給水量が政令で定める基準を超えるものとは

人の飲用、炊事用、浴用その他生活の用に供する一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設です。なお、水道施設において、一日最大給水量が20立方メートル以下でも、居住者人員が101人以上であれば専用水道となります。また、一般の需要に応じて水を供給する水道施設についても、給水人口が100人以下であるが、一日最大給水量が20立方メートルを超える水道施設は、専用水道に該当します。

カ 水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道とは

法第3条第6項の「ただし書の規定」は、施行令第1条第1項において専用水道の除外規定を定めています。他の水道から供給を受けた消毒済みの水のみを水源とする場合で、新たな汚染のおそれが少ない場合は、専用水道の適用を除外することができます。

- ① 他の水道から供給を受ける水だけを水源とする。
- ② 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1,500メートル以下である。
- ③ 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートル以下である。

以上の三つの条件にすべて該当していれば、専用水道の適用から除外されます。

計画又は既に給水している水道の施設が専用水道に該当するかどうか不明な場合は、管轄する石狩市水道部水道施設課にご相談ください。直通 (0133) 72-3135

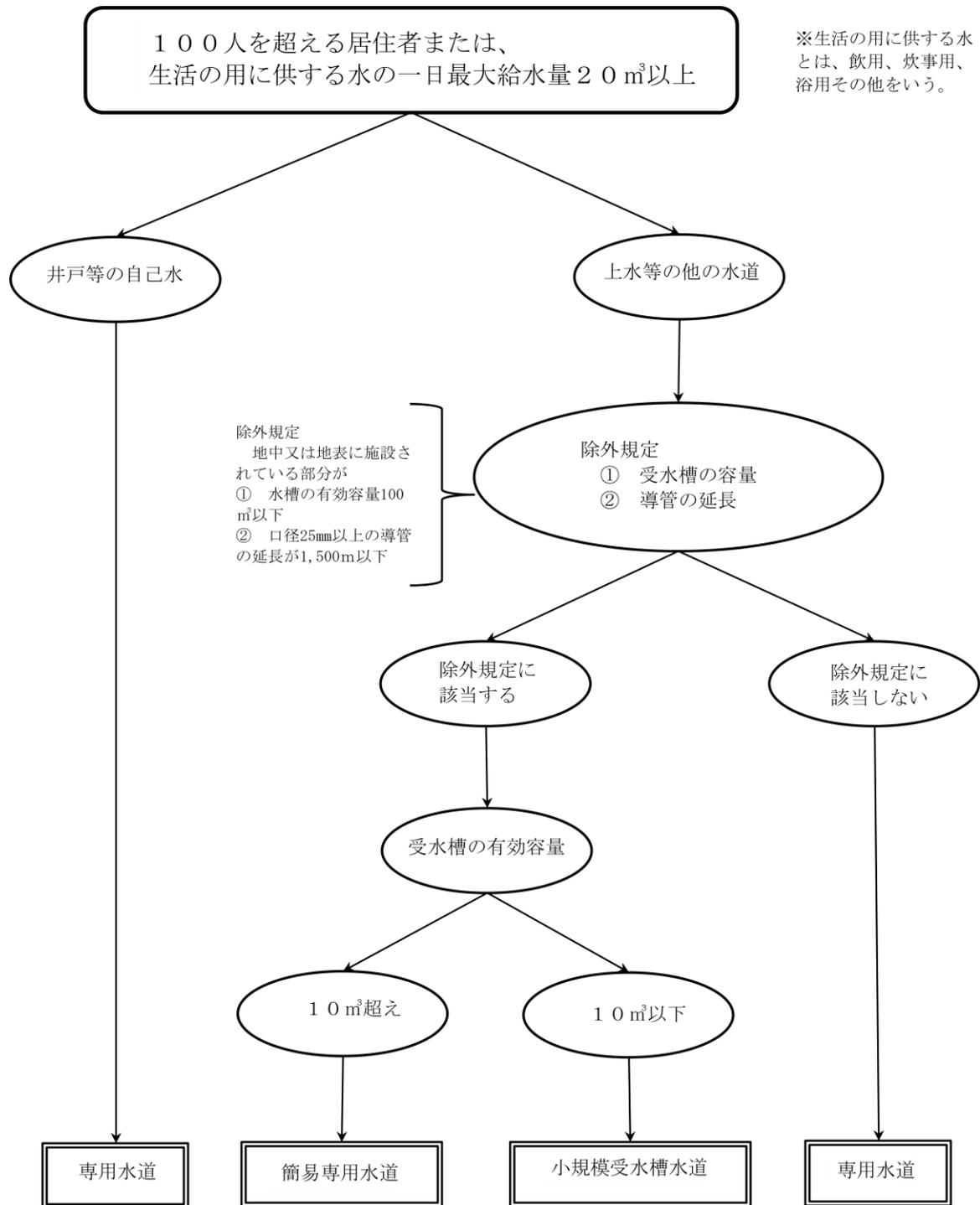


図 2 専用水道確認フロー

3 専用水道の設置

(1) 設置の手続

専用水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事（以下「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事に着手する前に専用水道施設を管轄する石狩市（水道施設課）の確認を受けなければなりません。また、水道技術管理者1人を選任し、工事が完成したときは、水質検査及び施設検査を行い、給水を開始する前に石狩市（水道施設課）へ届出を行わなければなりません。

確認を受けなければ、その工事に着手することができません。また、給水を開始する届出をしなければ、給水を開始することができません。

専用水道の設置（計画・設計段階から給水開始まで）の手続きは図3のとおりです。

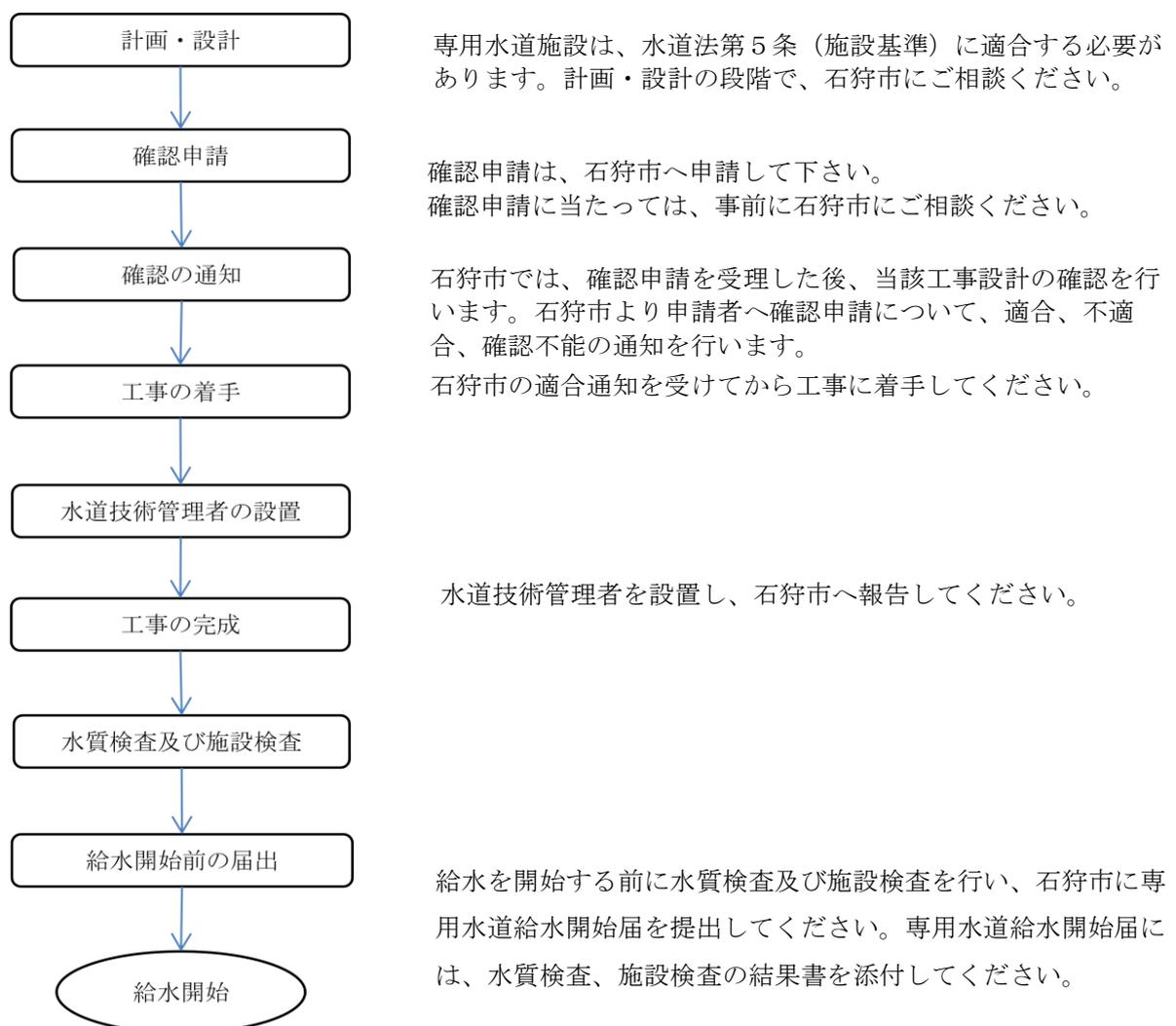


図3 専用水道設置の手続き

(2) 確認

～法第32条～（確認）

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事（法第48条の2により市長に読み替える）の確認を受けなければならない。

～法第33条～（確認の申請）

1 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを都道府県知事（法第48条の2により市長に読み替える）に提出しなければならない。

～法第5条～（施設基準）

- 1 (…略…) 各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
 - (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、(…略…)水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

専用水道の水道施設に新設又は政令で定める増設若しくは改造の工事（以下、「布設工事」という。）を行おうとするときは、その工事の着手前に、その設計について石狩市（水道施設課）の確認を受けてください。既に給水を開始している専用水道もその水道施設の布設工事を行おうとする場合は、当該工事設計の確認を受ける必要があります。

専用水道の確認を受けるときには、「専用水道布設工事設計確認申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して、石狩市（水道施設課）へ申請してください。なお、記載事項に変更が生じたときは、「確認申請書記載事項変更届」（第5号様式）に必要な関係書類を添付して石狩市（水道施設課）へ申請してください。

水道施設の工事又は専用水道の確認申請を行う場合は、事前に水道施設課にご相談ください。

(3) 水道技術管理者

～法第34条第1項において準用する法第19条～（水道技術管理者）

- 1 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。
- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
 - (1) 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
 - (2) 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - (3) 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - (4) 次条第1項の規定による水質検査
 - (5) 第21条第1項の規定による健康診断
 - (6) 第22条の規定による衛生上の措置
 - (7) 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - (8) 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は政令で定める資格を有する者でなければならない。

～法第34条～（準用規定）

- 1 （…略…）第19条の規定は、専用水道の設置者について準用する。（…略…）
- 2 一日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

水道法では、水道の管理の適正を期するため、専用水道の設置者が水道技術管理者を置くことを義務付け、その事務及び資格要件について規定していますので、資格要件を満たす水道技術管理者を1人設置して法第19条第2項の技術上の業務に従事してください。

ア 水道技術管理者の資格

水道技術管理者の資格は、施行令第6条で定められています。

資格の確認は、専用水道の設置者が自ら調査して自己の責任で行ってください。ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道については有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。

イ 水道技術管理者設置・変更の報告

専用水道の設置者が、水道技術管理者を設置したときは「専用水道技術管理者設置報告書」（第6号様式）、変更したときは「専用水道技術管理者変更報告書」（第7号様式）により、石狩市（水道施設課）に報告してください。なお、この際に報告書に添付が必要な書類があり

ます。

(4) 給水開始前の届出及び検査

～法第34条第1項において準用する法第13条～（給水開始前の届出及び検査）

- 1 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣（法第48条の2により市長に読み替える）にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

～法第34条～（準用規定）

- 1 第13条（…略…）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、第13条第1項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替え、次に法第48条の2により「市長」と読み替えるものとする。

水道法では、水道施設を新設、増設又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときの事前の届出、水質検査及び施設検査の実施、その結果の記録の作成と保存（5年間）を義務付けています。

ア 給水開始前の届出

専用水道の設置者は、水道施設を新設し、増設し、又は改造した場合、その施設を使用して給水しようとする前に、その旨を「専用水道給水開始届」（第8号様式）により石狩市（水道施設課）に届け出てください。

なお、この届出の際には、水質検査、施設検査の結果を添付してください。

イ 給水開始前の検査（施行規則第10条、施行規則第11条）

(ア) 水質検査

水質検査は当該新設、増設、又は改造に係る施設を経た末端の水道水において実施してください。

(イ) 施設検査

施設検査は浄水及び消毒の能力、流量、圧力などについて行ってください。

給水開始前の届出に伴う水質検査・施設検査等の詳細は、事前に水道施設課にご確認ください。

(5) 専用水道施設等の変更の報告

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項や専用水道の概要等に変更が生じた場合、専用水道の設置者は、石狩市（水道施設課）へその内容を「専用水道布設工事設計変更届」（第8号様式）により報告してください。

なお、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事に該当する工事によって施設の変更が生じる場合は、確認申請が必要となります。

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項（申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地）や布設工事に該当しない工事により施設を変更する場合及び施設概要書の内容に変更がある場合などは、事前に水道施設課にご相談ください。

4 専用水道の維持（衛生）管理

(1) 衛生上必要な措置

～法第22条～（衛生上の措置）

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

～法第34条～（準用規定）

（…略…）第22条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

水道法では、水道の衛生確保のために必要な消毒、その他厚生労働省令で定める措置を講じることを専用水道設置者に義務付けています。

ア 衛生上必要な措置

（ア）清潔の保持（施行規則第17条）

取水場、貯水槽、貯水池、導水きょ、浄水場及びポンプ井等の周辺は、外部との連絡があり水が汚染される恐れがあるので、常に十分な清掃等を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意してください。

（イ）汚染防止の措置（施行規則第17条）

前項（ア）の施設には柵を設け、施設設備等をするほか汚染防止のため一般の注意を喚起するのに必要な標札、立札、掲示等をしてください。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所、汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家きんの放し飼い等はしてはいけません。

（ウ）塩素消毒（施行規則第17条）

水の消毒は、塩素（液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム等）によることを基本とし、給水栓における水が遊離残留塩素を 0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持するように消毒してください。

消毒設備は、事故等に備えて予備を必ず設けるほか、消毒が中断しないように常に整備してお

いてください。

なお、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがあるときには、残留塩素を 0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L）以上にすることが必要です。

（２）水質検査

～法第 20 条～（水質検査）

1 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

3 水道事業者は、第 1 項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。

ただし、当該水質検査を厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りではない。

～法第 34 条～（準用規定）

（…略…）第 20 条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

専用水道の設置者にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務です。これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠です。このため、水道法では水道水質の定期及び臨時の検査を専用水道の設置者に義務付けています。

水質検査は、省令等に基づき次のように行ってください。

ア 定期の水質検査（施行規則第 15 条第 1 項）

（ア）〈毎日行う検査〉

- ・色及び濁りに関する検査（目視により検査を行っても差し支えありません。）
- ・消毒の残留効果に関する検査

（イ）〈毎月 1 回以上実施〉 11 項目

（ウ）〈3 ヶ月に 1 回以上実施〉 39 項目 なお、過去の検査結果等から省略（又は頻度の軽減）が可能な項目もあります。

イ 臨時の水質検査（施行規則第 15 条第 2 項）

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。

- （ア）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （イ）水源に異常があったとき。
- （ウ）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- （エ）浄水過程に異常があったとき。
- （オ）配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(カ) その他特に必要があると認められるとき。

ウ 給水開始前の水質検査（施行規則第10条）

(ア) 受水型、自己水型及び併用水型

水質基準の全項目（51項目）を検査して下さい。

エ 原水の水質検査

(ア) 受水型

原水である水道事業者の実施する水質検査の結果を当該施設の原水の水質検査とみなすことができます。専用水道の設置者は、水道事業者の公表する水質検査の結果を収集し保存して下さい。

(イ) 自己水及び併用水

① 検査回数・・・年1回以上

② 検査項目・・・全項目（51項目）

オ 水質検査計画（施行規則第15条第6項及び第7項）

専用水道の設置者は、水質検査計画を年度が開始する前に策定して下さい。また、水質検査計画は、立入検査等において石狩市（水道施設課）が確認します。

水質検査計画には、下記8項目が必要です。

- 1 水質管理において留意すべき事項
- 2 施設の概要
- 3 採水場所
- 4 過去の検査結果、検査頻度及び省略する理由
- 5 年間計画表
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査の委託先
- 8 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

カ 水質検査機関

水質検査は、設置者が独自に検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して水質検査を行って下さい。（水道法第20条）。

キ 記録の作成・保持

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から換算して5年間これを保存しなければなりません。また、毎月行う水質検査結果は翌月の10日までに石狩市（水道施設課）に報告（任意様式）して下さい。毎日行う検査結果の報告は必要ありません。

(3) 健康診断

～法第21条～（健康診断）

- 1 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

～法第34条～（準用規定）

(…略…) 第21条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

水道法では、水道水の汚染を防止するため、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事する者等について、定期及び臨時の健康診断を義務付けています。

ア 健康診断の対象者

水道施設の構内に居住する者、また日常、構内で作業等に従事する者、その他衛生管理上必要と認める場合は、健康診断を行ってください。

水道技術管理者及び貯水槽の清掃や採水業務に従事する作業員等も対象となります。

イ 健康診断

病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、伝染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください。

なお、病原体検索は主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行ってください。

ウ 定期及び臨時の健康診断並びに他の法令に基づく健康診断

(ア) 定期健康診断（施行規則第16条第1項）

定期の健康診断は、病原体が便中に排せつされる伝染病について、その保菌者の有無を検査するため行うもので、検査は概ね6ヶ月ごとに行うことが必要です。

(イ) 臨時の健康診断（施行規則第16条第2項、第3項）

臨時の健康診断は、健康診断対象者が赤痢、腸チフス、パラチフス等の患者又は保菌者であることが明らかになった場合、又はこれらの施設の地域において、赤痢などの伝染病が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に行うものとされています。また、臨時の健康診断を行った月においては、その伝染病についての定期健康診断の検査は必要ありません。

(ウ) 他の法令等に基づく健康診断（施行規則16条第4項）

他の法令等に基づいて法第21条の規定に相当する健康診断が行われた場合には、それを法第21条に規定する健康診断とみなすことができます。

エ 記録の作成、保存

専用水道の設置者は、健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、これを1年間保存しなければなりません。記録書類の様式は定められていませんが、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、検便検査場所が必要です。

(4) 汚染事故が発生した場合の措置

～法第23条～（給水の緊急停止）

1 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

～法第34条～（準用規定）

(…略…) 第23条の規定は、専用水道の設置者について準用する。

水道法では、専用水道の設置者の供給する水が健康を害するおそれのあることを知ったときにとるべき措置を規定しています。

ア 人の健康を害するおそれ（別紙1「水質異常時における給水停止・制限の取扱い」参照）

次のような時が、健康を害するおそれのある場合です。

- (ア) 水質異常時（健康系項目に限る）
- (イ) 消毒が不可能になった時
- (ウ) 工業用水道等に誤接続されていることが判明したとき
- (エ) 水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水に基準値 超過のおそれがあるときは、直ちに取水を停止し、水質検査を行うとともに、必要に応じて給水停止する。
 - ①不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
 - ②臭気及び味に著しい変化が生じた場合
 - ③魚が死んで多数浮上した場合
 - ④塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

イ 設置者のとるべき措置

専用水道の設置者は、当該水道により給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知った場合には、直ちにその給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに、専用水道緊急停止（制限）報告書（第9号様式）により、直ちに石狩市（水道施設課）に報告してください。

また、専用水道の設置者は、水道施設に汚染事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるとき、及び水道等の原水に係る水質の異常、水道水等を原因とする事故等発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに管轄する石狩市（水道施設課）に報告するととも

に、次に掲げる措置をとって下さい。

- (ア) 当該施設利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をとる。
- (イ) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図る。
- (ウ) 給水停止等の措置を取った場合は、代替水を確保する。
- (エ) 当該施設が復旧した場合は、水質検査を行って飲料水の安全を確認し、給水を開始する。

(5) 業務の委託

～法第24条の3（業務の委託）～

水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。

～法第34条～（準用規定）

(…略…) 第24条の3規定は、専用水道の設置者について準用する。

専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者、水

道用水供給事業者又は当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができます。

ア 水道法における業務の委託

法第34条第1項において準用する法第24条の3に基づく業務の委託（以下「業務の委託」という。）は、専用水道の設置者等の責任のもとで行われている私法上の委託とは性格の異なるものです。

従前からの私法上の委託では、受託者は水道法上の責任を負う専用水道の設置者の監督指示のもと、事実上の行為のみを実施します。

業務の委託の場合、受託者は委託契約に基づき、一定範囲で設置者に代わって水道法上の責任を負うこととなり、石狩市からの監督を受け、また、受託者が適正に業務を実施しない場合には、受託者自身がその責任を問われ、水道法上の罰則の適用を直接受けることとなります。

イ 業務の委託に係る届出

専用水道の設置者は、業務を委託したときは、「専用水道業務委託開始届」（第15号様式）により、遅滞なく、石狩市（水道施設課）へ届け出てください。また、委託に係る契約が効力を失ったときは、

「専用水道業務委託契約失効届」（第16号様式）により同様に届け出てください。

なお、業務の委託の届出について、別途、詳細内容を報告してもらう場合があります。

ウ 設置者と水道管理業務受託者（業務の委託を受ける者）の責務

委託した業務の範囲内においては、委託者である設置者は、水道法上の責務について適用除外され、受託者がその責務を負うこととなります（法53条適用）。しかし、給水義務等の需要者に対する責任については、設置者固有の責任であり受託者が原因でこれらの責務を果たさない場合であっても設置者が責任を負うこととなります。

エ 受託水道業務技術管理者の設置

受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当するため、水道技術管理者の要件を満たす受託水道業務技術管理者を一人置かなければなりません。受託水道業務技術管理者は、委託された業務の範囲内において水道技術管理者の行うべき事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

オ 受託水道業務技術管理者の資格（施行令第9条）

受託水道業務技術管理者の資格は、水道技術管理者たる資格を有することです。

カ 委託契約書の作成（施行令第7条、施行規則第17条）

設置者は、次の条項を含む委託契約書を作成しなければなりません。

- (ア) 委託契約に係る業務の内容に関する事項
- (イ) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (ウ) その他厚生労働省令で定める事項（委託に係る業務の実施体制に関する事項）

(6) 施設の点検

水道技術管理者は専用水道の管理について技術上の業務を行わなければなりません。定期的に施設の点検整備を行って専用水道施設を衛生的に維持管理してください。その際には、水道法に適合していることを再点検することが大切です。

(7) 水道水中のクリプトスポリジウム等の対策

クリプトスポリジウム等とは、クリプトスポリジウム及びジアルジアが対象です。クリプトスポリジウムは、人間や哺乳動物の消化管内で増殖する原虫であり、感染症をもたらします。これらの感染した動物の糞便に混じってクリプトスポリジウムのオーシストが環境中に排出され、オーシストを経口摂取することにより感染症による被害が拡大します。免疫力の低下した患者などでは、重症となることも多いと言われています。

水道水の消毒に使用する塩素に強い耐性を持っていて、水源がクリプトスポリジウムにより汚染された水道においては、浄水施設でクリプトスポリジウムを十分に除去又は不活化できなければ、水道水を経由して感染症による被害が拡大するおそれがあります。また、ジアルジアについても水系を通じた感染症を起こすおそれがあります。このため、平成12年に制定した「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号。以下、「施設基準省令」という。）において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置すべきことを規定すると共に、厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年4月1日から適用。以下、「指針」という。）をとりまとめ、専用水道の設置者に対しても施設基準省令及び指針に基づくクリプトスポリジウム等の対策を的確に講じることを求めています。

(8) 水道施設の耐震化

平成20年3月28日、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第60号。（以下、「改正省令」という。））が公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されました。専用水道についても改正省令に基づき、施設の重要度に応じて、地震力に対して備えるべき要件に適合する施設とすることが必要です。これらを踏まえ、現に設置されている専用水道の水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが求められています。

5 提出書類様式

(1) 専用水道の届出及び報告様式

専用水道の設置者は、必要に応じて石狩市（水道施設課）へ各種書類の提出をお願いします。

表9 届出・報告様式一覧

	提出書類	どんなときに提出するの
1	専用水道布設工事設計確認申請書 (別記第1号様式)	専用水道の布設工事に該当する工事を行う場合、 工事に着手する予定の30日以上前に
2	確認申請書記載事項変更届 (別記第5号様式)	専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項に変更が生じたとき
3	専用水道技術管理者設置報告書 (別記第6号様式)	水道技術管理者を設置したとき
4	専用水道技術管理者変更報告書 (別記第7号様式)	水道技術管理者を変更したとき
5	専用水道給水開始届 (別記第8号様式)	配水施設以外の水道施設又は配水地を新設・増 設・改造した場合、水質検査及び施設検査を実施 後、その施設を利用して給水を開始する前に
6	専用水道緊急停止（制限）報告書 (別記第9号様式)	供給する水が人の健康を害するおそれがあり給水 を停止したとき
7	専用水道業務委託開始届 (別記第15号様式)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の 3に基づく業務の委託したとき遅延なく
8	専用水道業務委託契約失効届 (別記第16号様式)	水道法第34条第1項において準用する法第24条の 3に基づく業務の委託契約の効力を失ったとき
9	専用水道廃止報告書 (別記第17号様式)	専用水道を廃止したときや専用水道に該当しなく なったとき

別紙 1

水質異常時における給水停止・制限の取扱い

- 1 「健康に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合
原則、下表のとおり対応する。

措 置		判 断 基 準
給水停止	法第 2 3 条の緊急停止	直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合 (例) ・ 毒物の投入等、人為的な汚染のおそれがある場合 ・ 急性中毒等を生じるおそれがある場合 ・ 基準超過が続き、このまま給水を継続した場合、慢性中毒等を生じるおそれがある場合
	任意の給水停止	上記の他、給水停止が必要と判断した場合
給水継続	用途を制限し継続	給水停止が必要な場合のうち、雑用水に用途を制限し継続する必要がある場合 なお、この場合は、関係者に対し、飲用等に利用することが危険であり、雑用水に用途を制限することを周知すること。
	監視継続	上記以外 ただし、基準超過が長期化する場合には、必要に応じて改善を行うこと。

- 2 「水道水が有すべき性状に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合

基準超過が長期化する場合や、色度、濁度のように健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、1 に準じ給水を停止するか判断すること。

- 3 その他

「監視項目」等、水質基準項目以外の水質についても、指針値等を超過した場合等には、必要に応じて 1 に準じ給水を停止するか判断すること。

別記第1号様式（第2条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所
氏名

（ 法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名 ）

専用水道布設工事設計確認申請書

下記のとおり専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて確認を受けたいので、同法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 設置場所
- 3 施設の概要
別添「工事計画書」のとおり

別添「工事計画書」

1 水道施設の概要

2 給水戸数及び人数

3 1日最大給水量及び1日平均給水量

4 水源

- (1) 種別 受水 (水道から受水)
地下水 (深井戸・浅井戸) ・湧水
- (2) 原水水質 別紙「原水水質試験結果」のとおり

5 取水施設

- (1) 取水方法
- (2) 取水量
- (3) 取水地点
- (4) 井戸の構造
- ア 口径 mm イ 深さ m
- ウ ストレーナー位置 m

6 導水施設

- (1) 管種 (2) 口径 mm (3) 延長 m

7 浄水施設

- (1) 沈でん池
- ア 方式：普通・薬品・その他 ()
- イ 池内平均流速： cm/分
- (2) ろ過池
- ア 方式：急速・緩速
- イ ろ過速度： m/日
- (3) 特殊処理
- 方式：除鉄・除マンガン処理・その他 ()
- (4) 浄水池
- ア 構造：
- イ 有効容量： m^3 (縦 × 横 × 深さ)
- (5) 消毒設備

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所
氏名

（ 法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名 ）

確認申請書記載事項変更届

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を下記のとおり変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

1 専用水道の名称

2 変更の内容

変更前

変更後

3 変更年月日

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所
氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道技術管理者設置報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 水道技術管理者の氏名
- 3 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面

別記第7号様式（第4条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道技術管理者変更報告書

年 月 日付けにより当施設の水道技術管理者を変更したので、下記のとおり報告
します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更後の水道技術管理者の氏名
- 3 変更後の水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 4 変更の理由

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面

別記第8号様式（第5条関係）

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所
氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道給水開始届

新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新設、増設又は改造に係る施設の名称
- 2 工事完了年月日
- 3 給水開始年月日

添付書類

- 1 水質検査の結果
- 2 施設検査の結果

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所
氏名

（ 法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名 ）

専用水道緊急停止（制限）報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、給水の緊急停止（制限）を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 停止（制限）した年月日
- 3 停止（制限）の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止（制限）の理由

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道業務委託開始届

水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 委託した業務の範囲
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類
- 2 委託契約書の写し

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道業務委託契約失効届

水道の管理に関する技術上の業務を委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道管理業務委託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 委託した業務の範囲
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 当該契約が効力を失った理由

年 月 日

石狩市長 様

申請者 住所

氏名

法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

専用水道廃止報告書

専用水道を 年 月 日付けで廃止したので、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 確認番号 確認年月日 年 月 日

4 廃止の理由